

議会運営委員会

日 時 平成 2 9 年 6 月 1 3 日 (火) 午後 時 分～
場 所 第 3 委員会室

1 追加議案について

2 6月15日本会議の議事について

(1) 議事日程

第 1 一般質問

(諸報告)

第 2 報告第 1 号から報告第 4 号及び第 1 号議案から第 7 号議案

(質疑、付託)

第 3 第 8 号議案 (提案理由説明、質疑、付託)

(2) 諸報告：法人経営状況説明書類 7 件

(3) 質 疑：日程第 2 に係る質疑順序 ① _____ ② _____

(4) 付託先：別紙付託表のとおり

◎付託表は 1 5 日議場へ持参

3 陳情・要望について

(1) 「地球と人間を守れる社会体制創り」の為の地球社会建設決議陳情書
《議長供覧》

(2) 非核・平和施策に関する要望書 《総務文教常任委員会》

(3) 京都スタジアム (仮称) 建設予定地の二重買収の責任を明確にする
とともに、交通問題、財政負担、土地購入価格、環境保全問題などにつ
いて徹底した調査審議等に関する要望書【別紙No. 1】
《京都スタジアム (仮称) 検討特別委員会》

【裏面に続く】

4 農業委員会委員の任命議案等について

(1) 表決について【別紙No. 2】

○表決方法 「起立表決」もしくは「簡易表決」

○幹事会説明 「あり」もしくは「なし」

(2) 認定農業者等が過半数を占める事を要しない場合の同意議案について

【別紙No. 3】

①提案日：閉会日（6 / 26）提案⇒表決

※農業委員同意議案（19件）と同日程

②表 決：「同意」を求めるもの

○付託省略の確認

5 その他

(1) 議会だよりの原稿（議運視察）【別紙No. 4】

(2) 当面の会議予定

6月16日（金）10:00～ 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会

19日（月）10:00～ 総務文教常任委員会

20日（火）10:00～ 環境厚生常任委員会

21日（水）10:00～ 産業建設常任委員会

22日（木）（委員会予備日）

23日（金）14:00～ 幹事会、議会運営委員会（会派会議）

※議運事前調整は23日（金）13:30～

26日（月）10:00～ [閉会日]

各委員会（委員長報告の確認）

（終了後）

議会運営委員会、幹事会（会派会議）

本会議（採決等）

（閉会后）広報広聴会議



平成29年6月2日受理

要 望 書

件名 京都スタジアム（仮称）建設予定地の二重買収の責任を明確にするとともに、交通問題、財政負担、土地購入価格、環境保全問題などについて徹底した調査審議をお願いします。また、スタジアムの機能は現実的な検証をさせるようにお願いします。

要望の要旨 京都スタジアム（仮称）（以下「スタジアム」という。）の建設予定地について、桂川右岸では、当初から環境保全などをめぐり、実現性が極めて困難となっていたにもかかわらず、強引に買収や都市計画公園予定地としての手続を進めた経緯と責任が全く明確になっていませんので、前栗山市長、関係職員並びに環境保全専門家会議村上座長を参考人として至急招致して、経緯と責任を明確にしていきたい。併せて、現実的なスタジアムの効果、マイナス影響の評価も調査審査をお願いいたします。

また、電車の乗客数の検証、駐車場問題、道路交通アクセスなどは、実施設計ができなくとも検討可能です。執行部においてシミュレーションを行わせて、必要な道路計画を作成し、スタジアム供用開始までに具体的な対策を取らせるべきです。

治水問題は、過去多くの水害被害が生じたことも踏まえて十分な対策をとるように執行部の対応について、十分な調査審査をお願いします。

スタジアム用地の府の支援方法あり方が亀岡市にとって将来負担がでないのか、駐車場の確保、道路アクセス、鉄道駅の利用に関する調整事項、ゴミ処理、振動、騒音、光害対策などについて、亀岡市の負担がないかなど、負担区分を明確にさせるようにお願いいたします。

先日行われた議会報告会で、スタジアム用地の不動産鑑定評価内容の分析、検討を行われたのか、西口予算特別委員長に、質問いたしましたところ、質問もなかったし、委員長としても審査していない。また、調査して回答するとお答えになった。

市民負担に関わる大きな問題です。徹底した調査審査をお願いします。

5月17日に開催されました亀岡市都市計画公園および京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議（以下「専門家会議」という。）では、アユモドキの保全について、京都府の報告書を了承したと報道されました。工事前から、供用後にわたってモニタリングを行う。産卵期の1週間程度は大きな騒音や振動の出る工事を中止し、完成後も試合や大きな音を出すイベントなどを開催しないと報道されています。モニタリング結果は、市民への公表を速やかに行うとともに、アユモドキを含む希少種の保全以外の環境保全に万全を期すように執行部に実施を求めています。併せて、専門家会議への報告書には粗雑な部分や亀岡市への責任転嫁と思われる部分がありますので、慎重に調査審査をお願いします。

さらに、京都府は、サッカー以外に、ラグビー、アメフト、コンサートなどに使えるとっていますが、フィールドが使える面積があることと、現実に集客が可能なトップクラスのリーグ戦などで定期的に使ってもらえることと全く違います。この点についても十分調査審査をお願いします。

コンサートなどもできることと、誘致が可能なこととは全く違います。この点も十分に調査審査をお願いします。

具体的な要望項目 1

先日開催された議会報告会で、京都スタジアム（仮称）検討特別委員会副委員長は、二重投資を起こした前栗山市長、関係職員の責任を明確にするため、この委員会において参考人として呼び、その責任を市民に明らかにすべきだとの私の質問に対して、委員会で検討するとお答えいただきました。

併せて、専門家会議村上座長が、土木工学の専門家の委員もなく、また、専門家会議の設置要綱の権限をこえて、目先だけの判断で、座長提言をされたことも大きな問題ですので、委員会において説明を求めるべきとの質問にも、前向きな答弁をいただきました。

二重投資に至った経緯と責任を明確にするために、至急に、両者を参考人としての招致を進めていただきま

すようお願いいたします。

平成28年4月26日の専門家会議村上座長提言は、設置要綱で定める権限を越えたものなどの理由で、違法であり、それに要した経費は返還すべきであるとの私の住民請求を、村上座長の個人的意見として退けた執行部の弁明書を亀岡市監査委員は認容されたのであり、このことに留意し村上座長個人の参考人招致には積極的にお願ひしたい。

なお、スタジアムの効果、マイナス影響の評価もまだ出されていません。私は、スタジアムに50億円以上の投資を行うよりも、相当額を製造業などの誘致に活用すれば、常用雇用者の増加、将来的な税収の増加、働く方の定住人口の増加には大いに役立つと思います。市町村によっては、用地費の大幅な補助制度などの実施、積極的な誘致政策の展開や、誘致活動を行って成功しています。他方、スタジアムでは、多くが非正規雇用ないしは派遣業務となると思います。

具体的な要望項目2

亀岡市としては、駐車場の問題、道路アクセスは自らの問題として検討すべきです。市民に迷惑をかけるならば、関係地域住民、事業所等に十分説明すべきですし、また、亀岡市内の事業所、通勤・通学者のマイナス影響も評価すべきです。少なくとも篠町には全くメリットのない迷惑施設そのものです。受忍する義務はありません。

篠町などの負担を避けるため、とりあえず、都市計画道路亀岡駅北線から保津橋に至るところで、サッカー客の帰宅時の右折制限など実施するよう求めるべきと思いますが、執行部としての計画を出させて、調査審議をお願いします。北古世西川線は、進入方法が複雑、危険で、しかも、馬堀停車場篠線の整備は長期事業と推定されますし、整備されたとしても国道9号との平面交差では、現実には渋滞解消策にはなりません。

2016年のサンガのほぼ半数の試合の帰宅時間が、通勤・通学時、集出荷時にぶつかっています。土日も集出荷される企業もあります。国道9号の休日の通過交通量は約2万6千台です。1時間に平均すれば往復で千台余りです。スタジアムの車、例えば1500台が、上りに集中すればどうなのか。4倍の通過量です。渋滞の大幅な悪化は起こるでしょう。

国道372号バイパス(仮称)は、亀岡市が建設されれば、スタジアム関連予算の50億円の縛りはどうなるのでしょうか。右岸道路を外し、亀岡市はつじつま合わせをしています。財政面から本格的な分析を行わせるべきです。

なお、国道372号バイパス(仮称)は、沓掛から篠ICまでの料金と同等に亀岡ICまでの料金を下げなければ、ほとんど効果がありません。道路工事着工までに、執行部にその動きを取らせるように要望いたします。

今年の3月4日付けの嵯峨野線のダイヤ改正で、嵯峨嵐山駅止めの列車が増設され、その結果、京都駅での昼間の亀岡行きの待ち時間は最高20分、馬堀駅なら30分となっています。嵯峨嵐山止めでなく亀岡止めに延長するよう観光の観点からの働きかけがあつて、しかるべき問題です。

しかし、スタジアムの来訪者についても長時間待つのは負担です。来訪時(3時間前からスタジアムに来るファンがいます。)に、また、帰宅時(試合終了後一気に帰宅します。)に、電車の増便などが可能か具体的な調査を執行部に実施するよう求めるべきです。

きょうと府民だより2月号は、遊水機能を有していた土地に造成することと、高水敷を掘削することを同一視する論外の説明をしています。高水敷掘削は下流や市街地への影響はありませんが、遊水機能を有する土地を造成することは、下流部や市街地への影響を及ぼすほか、同じような土地の民間開発を押さえられなくなり、亀岡市は加害者と言われる可能性があります。このようなことも十分調査審議をお願いします。亀岡市は、前市長時代、市街化調整区域の開発許可権限を京都府から受けましたので、民間開発を押さえるのは、亀岡市の仕事だと京都府に言われることになるでしょう。これをどのように切り返すのが、大きな課題です。

しかも、圃場整備の進展により、水田の保水機能は落ちております。この問題も評価の対象にせず、90.5m+2.7mの巨大な壁を築くことは、保津川に新たな狭窄部をつくることになり、無堤防部分さえある宇津根橋上下流部への大きな圧力となるものと思われます。この点についても十分調査審査をお願いします。

具体的な要望項目3

予算特別委員会では、府と共有か、分割所有かさえ、執行部は説明をしていません。少なくとも共有となれば、亀岡市は将来にわたって責任を持たされる恐れが大きいのと思われます。臨時駐車場の経費や誘導にかかる経費はどうなるのでしょうか。鉄道駅については殺到する帰宅客を安全に通過させるため亀岡駅の改修が必要となればその負担区分、現実には放置されるゴミ処理などの経費、振動、騒音、光害対策、道路規制などを求められた場合について、亀岡市の負担がないかどうかなど、負担区分を明確にさせるようお願いいたします。

亀岡市が要望したのだから、様々な負担は地元でというのが今までの京都府の姿勢であつたのではないのでしょうか。

このことを十分留意して、執行部が取り組むよう調査審査願います。

具体的な要望事項4

専門家会議は、その設置要綱で明確なように「予定地及びその周辺の希少種であるアユモドキを含む自然環境の保全に必要な調査や対策について、専門的見地を有する有識者から意見を聴取する」組織です。従いまして、市民の生活保全、交通問題、景観上の価値など多くの環境問題は、調査されていません。

5月17日の専門家会議では、現在できうる検討からは影響は軽微と判断されるが不確定要素や検討が難しい点もあるので予防的対応、モニタリングの高度化などを前提に、アユモドキの産卵期の工事中止、試合や大きな音の出るイベントの中止などの対策が添されました。しかし、専門家会議は、意見をとりまとめる機関ではないため、座長以外の、未開催時期の幅を広げられないか、水質への影響がないかなどの意見も同等の重さがあること、執行部に理解するように調査審査をお願いします。

特に、駐車場問題は亀岡市と連携して亀岡運動公園の駐車場の活用などを検討、実施するなど亀岡市の施設を弱体化するとうんでもない議論、JRの輸送能力、騒音問題の評価などもかなり粗雑な面があり、このままでは、亀岡市の責任とされる恐れがあり執行部に十分調査させるようにお願いします。

モニタリングは、今後も実施していくとされていますが、その結果を市民に公開することが不可欠です。行政は都合の良い情報のみ提出する傾向があることいくらかでも事例があります。市民公開を執行部に条件付けをお願いします。亀岡市は、格調の高い亀岡市環境基本条例を制定されています。この条例の第11条に環境アセスメントの実施が条例で定められています。

本来なら計画時から実施させるべきことですが、今からでも、仕方がありません。是非、アユモドキなどの希少種の保全以外の、市民の生活保全、交通問題、景観上の価値など多くの環境問題について、事業者が環境アセスメントの実施を求めるように調査審査をお願いいたします。条例を遵守することは、執行部だけでなく、議会にも義務があります。条例の定めは実施されるべきです。亀岡市は、情報公開請求で「事業主体である京都府を中心に亀岡市も連携する中で「京都スタジアム(仮称)整備事業に係る環境への影響について」をつくっており、現時点では環境アセスメントは実施しないと回答されました。全く趣旨の違う制度であり、条例違反を公言する卑劣な対応です。

亀岡市が、評価基準を持っていないことは、実施しない言い分けにはなりません。単なる怠慢に過ぎません。国の環境評価制度の上乗せ制度ですので、国の基準を参考にして、評価項目、評価手法などを行うシステムを実施すればすむことです。

吹田スタジアムの場合は、スタジアム建設基金団体が、例えば、交通計画については、交通計画、アンケート調査結果、モノレール輸送結果などから、車、モノレール、バス、バイク、自転車、徒歩別の来訪者を想定した上で、駐車場、各種交通手段別の交通計画、主要路線別交通経路図などを提案し、観客数の多いときは交通整理員の配置、退場時間のコントロール、歩行者誘導マニュアルの作成などを提案しています。このような方法で、地球環境・ヒートアイランド対策(施設供用時、工事中)、一般廃棄物対策(施設供用時、工事中)、大気・騒音・振動(施設からの騒音等の抑制、工事中の排気ガス・騒音等の抑制)、低周波音の影響など、多岐にわたる事前の予測を実施し、吹田市の環境影響評価審査会で審査し、市民からの意見を聴取し、提案書を練り直し、事後報告書も作成しています。この中で何度も市民との意見交換会も実施されて市民参加が進められています。吹田市の環境影響評価の対象事業は、運動施設は収容人数1万人以上のものが対象です。

具体的な要望事項5

先日行われました議会報告会で、西口予算特別委員長に次の質問をいたしました。

<質問概要>

京都スタジアム公有財産購入費に関して、執行部は交渉途上だからと、鑑定評価書の提出を拒否したようです。私は、情報公開請求で、6箇所について評価したと資料の説明を受けました。分割した区画になると、それぞれの土地の価格は、3.2haを一括購入する場合より格段に高くなります。広すぎる土地は安くなるのが常識です。

亀岡市の鑑定依頼書では3社の鑑定士に「大きな街区での土地利用を想定しながら、街区ごとの平均単価の算定を行うこと」と指示されています。

これは、買い手の立場ではなく、売り手の立場に立った評価です。しかも、接道条件、区画全てが違います。地勢、地質、地盤等は鑑定評価の基準となった標準地(公示価格)に比べれば極めて悪いです。また、極めて広大です。亀岡市の評価依頼書によれば、公示価格を基準として求めた価格とすることとされていますが、どのように分析されましたか。

また、亀岡市は、商業地域(建坪率80、容積率400)用途として、鑑定評価を依頼しています。しかも、依頼日は、28年6月22日で、まだ商業地になるのか都市計画原案さえできていない時期です。また、宅地状況に

もなく、区画整理も見えない状況です。不動産鑑定評価基準からは、宅地見込み地として評価すべきです。

氾濫原の水田の上に3m近くの盛り土をした、くい打ちが不可欠な土地です。

地震の確率の高さと地盤が悪いことは、第一のマイナス評価となります。その点も、どうなっているのか審査されていますか。

その上、予算の計上は、ある意味、地権者には交渉材料になります。予算特別委員会の審議はその点にも触れていない無責任な審議だといわざるを得ません。お答えください。

地権者でない市民には、納得ができない高額な用地費です。鑑定書の地権者名などを除いた部分でも、提出させて、分析すべきでした。用地交渉に影響があるからと、鑑定評価書の分析もできなかったのならば、予算特別委員会の審議はできていないといわざるを得ません。委員会の秘密会の開催も可能です。

しかも、亀岡市が、主要幹線都市計画道路を整備し、多額の補助を国、府とともに出している土地です。応分の価格の減額があつてしかるべきかと思ひます。(※ある委員のこのような質問に対して、要望として聞いておくと答弁した市の職員は極めて不穏当な答弁です。委員長としては市民代表である議員に対する答弁としては、議会軽視、市民蔑視として注意すべきでした。)

このほかにも亀岡市の鑑定評価手数料の算定根拠の分析などをされたか、質問いたしました。

<西口予算特別委員会委員長>

西口予算特別委員会委員長は、驚くべき無責任な答弁をされました。「質問もなかったし、委員長としても審査していない。また、調査して回答する」とお答えになった。少なくとも西口予算特別委員長は、京都スタジアム用地購入費は何ら調査審議せず採決したと認識されていると言わざるを得ません。二元代表制を理解されているのか疑わざるを得ません。また、現に購入額について発言された多くの議員の方にも失礼と思ひます。

京都スタジアム(仮称)検討特別委員会では、不動産評価単価の幅について、執行部から回答を引き出されました。大きな成果だと思ひます。しかし、鑑定評価額だけでなく、鑑定評価書の鑑定方法も問題なのです。正しく土地条件を分析したうえで、執行部が買い主として、正しく評価依頼され、その上で評価方法が分析審査されているのか、調査審議をお願いいたします。それが行われないと、用地取得議案は審議さえできないのではないのでしょうか。

具体的な要望項目6

平成24年度一般会計予算の附帯決議では、大規模スポーツ施設は将来の市の姿を大きく変化させるものである。誘致の適否を判断するには、メリット、デメリットにかかわらず関係情報を公開し、広く市民的議論を喚起する必要があるとされていますが、未だに、実質的なまともな説明会さえ実施されていませんし、市民的議論も喚起されていません。これは執行部の議会軽視だと思ひます。

しかしながら、付帯決議を付けられたのですから、議会自らが、市民的議論を巻き起こすため、議会委員会条例第22条に基づき、公聴会の開催をはじめ、地元説明会を積極的に開催するお考えはありますか。是非とも実現するようお願いいたします。

京都府は、平成28年度公共事業評価調査やきょうと府民だよりなどで、サッカー以外に、ラグビー、アメフト、コンサートなどに使えると記載していますが、フィールドが使える面積があることと、現実に集客が可能なトップクラスのリーグ戦などで定期的に使うてもらえることを全く違ひます。アメフト協会、ラグビー協会、それぞれ、関西レベルと日本レベルとがありますが、京都府は十分調整しているのか、コンサル任せにしているのか、また、そのことを執行部は十分把握し、その裏付けをとっているのかなども十分調査審査をお願いいたします。

コンサートなども誘致が可能なことの検証をイベント企画会社などと京都府が十分調整しているのか執行部にしっかりと点検させ、この点についても市議会において、十分調査審査をお願いいたします。コンサートの実施は騒音面、誘客面、設備、需要、経営面などで緻密な分析と事前調査が必要です。最近、京都を飛ばし、大阪、神戸で実施するコンサートが増えています。これは施設問題だけでなく、需給関係で決まります。大阪、神戸さえ飛ばし、東京だけ、東京と福岡だけで実施するケースも出ています。コンサートを想定するならば、音響の効果、騒音処理、設備、費用の想定などと、それらに基づく需給調査がなければ、全くの空論になります。

亀岡市は、スタジアムだけでなく、OSUをはじめ、京都府が言っているからとそのまま対応し様々な失敗を繰り返してきた経緯があります。自ら調査する姿勢が必要と思ひます。この点についても十分、調査審査をお願いいたします。

亀岡市篠町馬堀池ノ下2-7-5

松尾 寛治

○亀岡市環境基本条例

平成12年3月30日 条例第8号

20世紀における産業の発展と科学文明の進歩は、限りある資源を大量に消費、廃棄していくという社会をもたらし、生活の営みそのものが環境への負荷を高めることとなり、人類生存の基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

亀岡市民は、まちの中心部を貫流する桂川と、市域をふち取る山々に代表される豊富な水と緑に恵まれた自然環境のもと、たゆまぬ努力と情熱により歴史的文化的遺産を築き、実り豊かな大地を生かしながら心豊かで文化の香り高い生活を営んできたが、都市化の進展や生活様式の変化等に伴って、私たちの身近な環境にも様々な影響が現れている。

良好な環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であるとともに、それを保持し、将来の世代に引き継ぐことは私たち市民に与えられた大きな使命である。

ここに私たち亀岡市民は、豊かな自然と恵まれた生活環境のもとで、「生涯にわたって健康で文化的な生活を営み、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びを持つことのできる」まちづくりをめざすため、市民の総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、快適な環境の保全と創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、これを将来にわたって維持又は向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に推進しなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、これを自らの問題としてとらえ、快適な環境の保全及び創造に積極的に貢献しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的社会的条件に応じた基本的

かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図らなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 略

(環境基本計画)

第8条 略。

(環境基本計画との整合)

第9条 略

(環境白書)

第10条 略

(環境影響評価に係る措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制等の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、必要な規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。

以下 略

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

農業委員選任議案の表決について

1 根拠法令

◎農業委員会等に関する法律

(委員の任命)

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 亀岡市議会の運用スケジュール (平成29年6月定例会)

日程 (6月)	会議	内容
23日 (金)	① 10:00～市長議長議案調整 ② 14:00～幹事会 議会運営委員会	・市長から正副議長へ議案説明 ・幹事会で説明、質疑 ↑幹事会説明「あり」とした場合
26日 (月)	③ 午前 議会運営委員会 ④ 午後 本会議	・採決方法の確認 (一括、分割) ・本会議で市長から提案、表決

※起立表決とする場合、採決を「一括」とするかどうかを確認する場は上記③となる。

3 同意を求める人事議案

人事議案名	表決方法	幹事会説明	根拠法令
副市長	起立表決	あり	地方自治法 162
監査委員	〃	〃	地方自治法 196
教育長、教育委員	〃	〃	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 4
名誉市民	〃	〃	市名誉市民条例 2
公平委員会委員	簡易表決 「異議なし」	なし	地方公務員法 9 の 2
固定資産評価審査委員会委員	〃	〃	地方税法 423
固定資産評価員	〃	〃	地方税法 404
財産区管理会委員	〃	〃	市財産区管理会条例 3
曾我部山林管理委員会委員	〃	〃	市山林の管理等特別条例 4

◆協議事項◆

農業委員会委員	表決方法 ⇒	幹事会説明 ⇒	農業委員会等に関する法律 8
---------	-----------	------------	-------------------

京都府下の状況

議案等 議会名	人事議案の表決		認定農業者等過半数要件の同意議案		
	表決方法	表決年月	表決方法	表決年月	付託
京都市会	簡易	H28.3	議案なし		
福知山市議会	起立	H29.6	起立	H29.6	省略
舞鶴市議会	押ボタン	H29.6	押ボタン	H29.6	省略
綾部市議会	起立	H29.6	起立	H29.6	省略
宇治市議会	簡易	H29.6	議案なし		
宮津市議会	起立	H29.6	起立	H29.6	省略
城陽市議会	挙手	H29.6			
長岡京市議会	起立	H29.6	起立	H28.12	所管委員会へ付託
向日市議会	起立	H29.6	議案なし		
八幡市議会	起立	H29.6	議案なし		
京田辺市議会	簡易	H29.6	簡易	H29.6	省略
京丹後市議会	起立	H28.6			
南丹市議会	提案未定	—	—	—	—
木津川市議会	起立	H28.9	議案なし		

参考

◎京都府下の状況

京都市会	簡易 (2803)
福知山市議会	起立 (2906) ※予定
舞鶴市議会	押しボタン (2906) ※予定
綾部市議会	—
宇治市議会	簡易 (2906) ※予定
宮津市議会	起立 (2906) ※予定
城陽市議会	挙手 (2906) ※予定
長岡京市議会	起立 (2906) ※予定
向日市議会	起立 (2906) ※予定
八幡市議会	起立 (2906) ※予定
京田辺市議会	簡易 (2906) ※予定
京丹後市議会	起立 (2806)
南丹市議会	提案はまだ先となる見込み
木津川市議会	起立 (2809)

認定農業者等が農業委員の過半数を占めることを要しない要件

原則

認定農業者が委員の過半数を占めること。

☞ 亀岡市の場合、過半数を占めない

農業委員の定数 19人 > 農業委員候補者の内、市内認定農業者数 6人

例外

区域内の認定農業者が、委員の定数の8倍を下回る場合には、下記A～B等の通りでよい。

☞ 亀岡市の場合、8倍を下回っている

農業委員の定数 $19人 \times 8 =$ 152人 > 市内認定農業者数 105人

要件とは・・・

例外の要件A

委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる者（準ずる者）とすることについて、市町村議会の同意を得ること。

（準ずる者：認定農業者OB、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者）

☞ 亀岡市の場合、過半数を占めない

委員の定数 19人 > 市内認定農業者等数（準ずる者） 7人

（Aによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合）

例外の要件B

委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とすることについて、市町村議会の同意を得ること。

* 19人の内7人が認定農業者等（準ずる者） ⇒ 4分の1以上を満たす

認定農業者等が委員の過半数を占めることを
要しないことに関する「同意議案」が提出される

議会運営委員会

視察レポート

~~~~~  
(4月20～21日)

◇神奈川県横須賀市議会

議会の活性化について

・ICT化の取り組みについてなど

◇岐阜県可児市議会

議会の活性化について

・地域課題懇談会についてなど

~~~~~

横須賀市議会は、従来から高い水準で議会活性化の取り組みを進められてきました。その中において、インターネットを活用した議会のICT化は、全国

の市議会に先立ち取り組まれています。また、予算決算常任委員会による審査の実施や、大学とのパートナーシップ協定などにも積極的に取り組まれています。

可児市議会は、市民との地域課題懇談会により、高校生をはじめとした若い世代や各種団体とも積極的に意見交換を実施されるなど、広聴の取り組みを充実されてきました。また、大学との連携などにも積極的に取り組まれており、様々な意見を議会活動に取り入れようと努められています。

両市議会での各種取り組みを参考とし、本市議会での有効性を見極めながら、さらなる活性化に向けた取り組みを進め、市民福祉の向上を目指したいと考えています。

議会運営委員長

齊藤 一義